

案件対象施設  
及び  
指定管理者候補者募集方法等一覽  
  
(施設所管課による募集方法等案)

令和7年3月21日開催  
弘前市指定管理者選定等審議会



案件対象施設及び指定管理者候補者募集方法等一覧（総括表）

No.	募集グループ名	施設名称	施設数	募集方法等(案)			(参考)現在の状況			施設所管課
				選定方法	指定管理者	指定期間(年)	選定方法	指定管理者	指定期間(年)	
1	弘前市伝統産業会館	弘前市伝統産業会館	1	非公募	弘前市伝統産業会館管理運営委員会	4年3ヶ月	非公募	弘前市伝統産業会館管理運営委員会	1年9ヶ月※	産業育成課
合計			1	※現在の指定期間については、開会中の令和7年第一回定例会に、指定期間の変更議案（5年→1年9ヶ月へ変更する議案）を提出している。						



# 弘前市伝統産業会館

## 指定管理者候補者募集方法等一覧



# 弘前市伝統産業会館指定管理者候補者募集方法等一覧

施設名称	弘前市伝統産業会館
担当部課名	商工部産業育成課

## 1. 施設の現状

(1)施設の概要について							
設置の目的	伝統産業の振興を図るとともに、市民の交流活動の場を提供するため設置するもの。						
施設所在地	弘前市大字清野袋三丁目8番地5						
開館日	令和8年1月1日(旧伝統産業会館は平成15年4月1日)						
施設規模	敷地面積:2,442.05㎡ 建築物構造:鉄筋コンクリート造 地上1階建て 延べ面積:641.84㎡						
施設内容	事務室、フリースペース、工房、津軽塗研修所、和室、研修室 共用部分:玄関ホール、風除室、トイレ、給湯室、機械室、廊下						
開館時間	9:00~17:00(土・日曜日、祝・祭日、年末年始休館)						
指定管理者制度の導入・更新時期	令和8年1月1日(旧伝統産業会館は平成18年導入、平成22、26、31年、令和6年更新)						
現在の指定管理者	弘前市伝統産業会館管理運営委員会(施設の移転に伴い指定管理者を改めて選定するもの)						
(2)現指定期間の実績・評価・課題等について							
	項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	評価
成果指標 / 利用状況	①成果指標 年間利用件数(件)						・現指定管理期間は令和6年4月からであるため、実績は未確定
	指標 利用団体件数(単位:団体数)						
	目標値	121	121	121	121	121	
	実績	75※	-	-	-	-	
	達成度	62%※	-	-	-	-	
※令和7年1月末時点の数値							

## 弘前市伝統産業会館指定管理者候補者募集方法等一覧

項目		内容
管理運営業務	主な管理運営業務の内容	受付、使用許可業務、維持管理業務(日常点検、駐車場・植栽の管理)
	結果及び評価	受付や使用許可業務については円滑な業務遂行を行っており、日常点検などの維持管理業務については、問題があった際には市に直ちに連絡を入れるなど、業務を確実に遂行している。
自主事業	事業計画の内容	—
	結果及び評価	—
【導入の場合】 指定管理者制度導入の目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の移転に伴い、津軽塗研修所を伝統産業会館に統合し、新たな機能として伝統工芸品産業従事者等のための貸し工房を設置しリニューアルする。</li> <li>・指定管理者制度を導入することで、伝統工芸業界の実情に寄り添ったサービスの提供や、利用者の満足度の向上を図るための管理運営が期待できる。</li> </ul>
【更新の場合】 評価を踏まえた、指定管理者の選定方法や施設の管理運営における課題		—
【更新の場合】 課題を踏まえて、指定管理者の選定方法や施設の管理運営に反映した改善内容		—

# 弘前市伝統産業会館指定管理者候補者募集方法等一覧

## 2. 指定管理者候補者の募集方法

(1) 施設の目指す方向性					
<p>・市では、津軽塗をはじめとする本市工芸品の販売力の強化および後継者育成に取り組んでおり、当該施設では工芸品の魅力のPRや後継者育成の役割を担うことを目指す。</p>					
(2) 指定管理者に特に要請する事項					
<p>① 伝統工芸品産業への寄与                      伝統工芸品の魅力をPRするよう努め、市を代表する伝統工芸品である「津軽塗」の後継者を育成するための事業を実施することを要請します。</p> <p>② 適切な維持管理の徹底                      利用者が安全かつ快適に利用できるよう、安全面に配慮した適切かつ効率的な維持管理に努めることを要請します。</p> <p>③ 伝統工芸品産業従事者の利用促進につながる運営                      本施設の特徴の1つである工房の活用や、利用者の要望等を反映する仕組み等により、伝統工芸品産業従事者の利用促進につなげることを要請します。</p>					
(3) 次期指定期間における成果指標について					
指標内容	年間施設利用率(%) 本施設全体の年間利用率(年間利用可能日数に対する利用日数の割合)				
目標値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	50	50	50	50	50
(4) 次期指定管理者の選定方法等について					
募集方法	非公募				
非公募とする団体	弘前市伝統産業会館管理運営委員会				
非公募とする理由	<p>&lt;方針第7条非公募該当要件&gt;</p> <p>④ 施設の管理のみでなく、市の政策の推進に向けて市と指定管理者が密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められる場合</p> <p>&lt;上記が該当する理由&gt;</p> <p>弘前市伝統産業会館管理運営委員会は、伝統産業に従事する人材で組織されており、市の政策である伝統産業振興の推進のため、市と密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことができるため。(令和7年度からは弘前市内の工芸品に関わる者で組織されている弘前工芸協会が加入する予定。)</p>				
指定期間	令和8年1月1日 ~ 令和12年3月31日				
	4年3カ月				
5年以外とする理由	令和7年度途中からの開始であるため。				
利用料金制の有無	無				

# 弘前市伝統産業会館指定管理者候補者募集方法等一覧

選定基準		
評価項目	評価の視点	配点
(1) 総合的事項		10
施設の設置目的及び市が示した管理運営の方針との適合性	本施設が、伝統産業の振興を図るとともに、市民の交流活動の場を提供するという設置の目的に沿った管理方法が提案されているか。	10
(2) 市民の平等な利用を確保することができること		5
平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	関係法令、条例、規則等を遵守し、利用者の平等な利用を確保し、差別的な取扱いをしないための具体的な手法が記載されており、十分な効果が期待できる内容となっているか。	5
(3) 施設の設置目的を効果的に達成することができること		40
① 利用者の増加及びサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	利用者の増加を図るための具体的な事業計画が記述されており、十分な効果が期待できる内容となっているか。 利用者の要望・意見を、日常的及び定期的に把握するための仕組みを整え、実行するとともに、把握した要望等を反映するための具体的な計画が記載され、その実現性が高いものとなっているか。	10
② 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	市民が快適に施設を利用できるよう、施設を適正に維持管理するとともに、常に効率的及び効果的な管理に努めることができるよう、具体的な実施計画が記載され、その内容が適格で実現性の高い内容となっているか。	10
③ 伝統工芸品産業従事者の利用促進	工房の活用方法や、利用者の要望等を反映する仕組み等により、伝統工芸品産業従事者の利用促進が図られる手法が提案されているか。	10
④ 自主事業の企画内容及び期待される効果	施設目的の市の伝統産業の振興に資する事業が提案され、実現性及び効果が高いか。	10
(4) 施設の効率的な管理運営ができること		15
収支計画の適格性及び効率性	施設の管理に係る経費の内容が具体的で、適正に見込まれているか。 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 収支計画の実現可能性はあるか。	15

## 弘前市伝統産業会館指定管理者候補者募集方法等一覧

(5)	施設の管理運営を適正かつ確実に行う能力を有していること		20
	① 安定的な管理運営が可能となる人的能力	団体の組織体制が確立され、指揮命令系統及び責任の所在が明らかで、施設管理に係る職員の位置づけが明確にされているか。 施設運営に柔軟に対応できる人的計画がなされ、職員の育成・研修体制なども能力の向上が図られるよう計画されているか。	5
	② 安定的な管理運営が可能となる経理的基盤	収支基盤及び経営が安定しているか。	5
	③ 個人情報等の適正な取扱いの確保	個人情報等の適正な取扱いの確保について具体的に記載しており、その実現性が高い内容になっているか。	5
	④ 類似施設の管理運営実績	類似施設の管理運営の実績は適切か。またどのような評価を得られているか。	5
(6)	伝統工芸品産業に寄与すること		10
	伝統工芸品産業の振興につながる運営	伝統工芸品の魅力をPRするよう努め、津軽塗の後継者育成のための事業を効果的に運営する内容となっているか。	10
合計			100

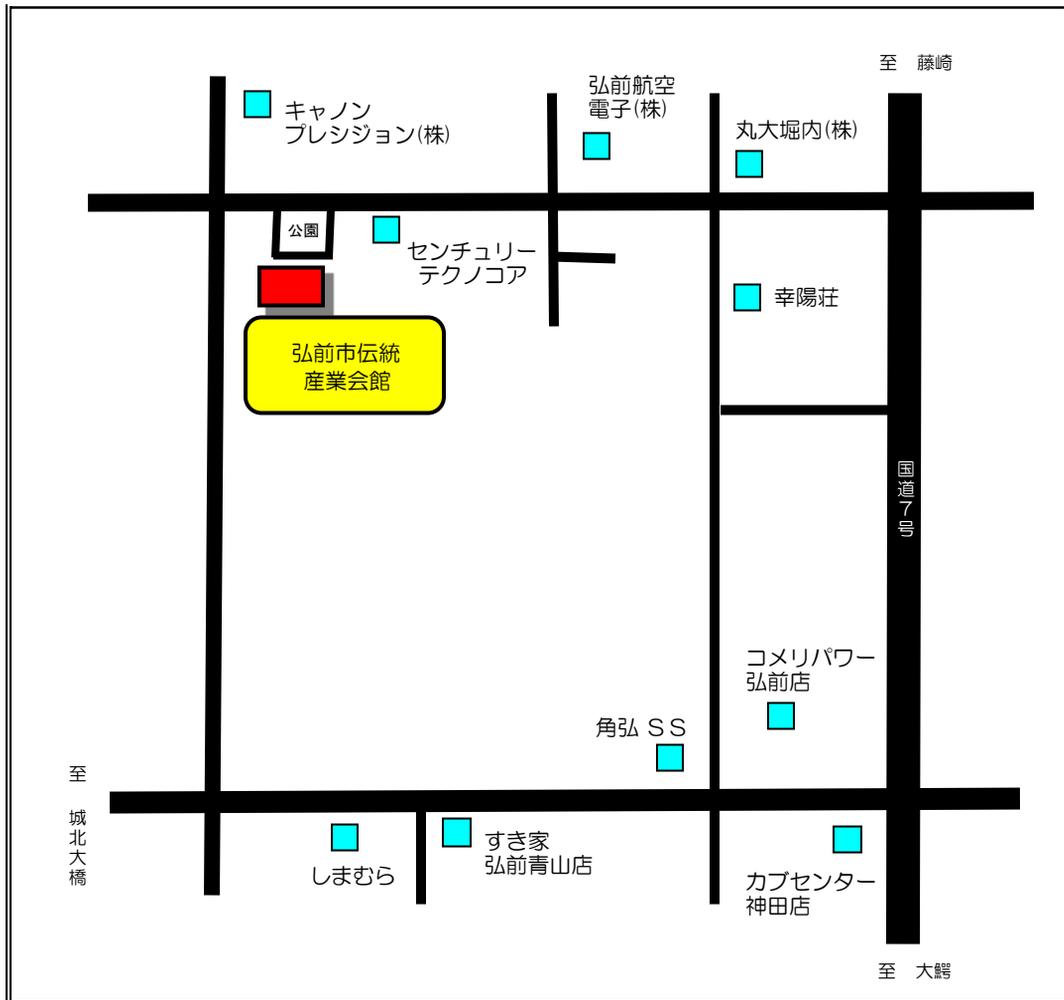
# 弘前市伝統産業会館指定管理者候補者募集方法等一覧

(5) 指定管理者の業務内容について				
項目	業務区分		説明	
	指定管理者	市		
1	事務・運営に関する業務			
	(1)	使用の許可等に関する業務	○	
	(2)	使用料の収納業務に関する業務	○	
	(3)	施設の案内等に関する業務	○	
	(4)	施設のPR・広報活動に関する業務	○	
	(5)	備品に関する業務		
		①	備品の管理	○
②		備品の調達	○	
	③	調達備品の保守・点検	○	
			備品の修繕については市が実施	
2	維持管理に関する事業			
	(1)	建築物等保守管理業務		
		①	巡視・点検及び異常時の連絡	○
		②	小額修繕(1件あたり20万円未満)	○
		③	中・大規模修繕	○
	(2)	機械・設備保守管理業務	○	
	(3)	清掃業務	○	
	(4)	駐車場管理業務	○	
	(5)	警備業務		
		①	人警備	○
		②	機械警備	○
(6)	除雪業務	○		
(7)	害虫駆除業務	○		
(8)	廃棄物運搬業務	○		
3	施設で行う事業の実施に関すること			
	(1)	市の指定事業	○	
	(2)	自主事業	○	
期待する自主事業の内容		・施設目的の市の伝統産業の振興に資する事業の実施を期待する。		
新たに指定管理業務に追加する業務		津軽塗研修事業 伝統工芸品展示PR事業		
人員配置の要件		・施設の事務に関する統括として事務局長を1名配置すること ・開館時間中は特別の場合を除き、常に1名以上の職員を勤務させること		
現在の人員配置		【現在の伝統産業会館の人員配置】 ・館長1名(非常勤) ・事務局長1名(常勤)		

## 弘前市伝統産業会館指定管理者候補者募集方法等一覧

(6) 指定管理料の積算内訳				
	次期(令和7年度)指定 管理収支予算(千円) ※3ヶ月	次期(令和8年度以降) 指定管理収支予算(千円) ※1年間	現指定管理 収支予算(千円) ※令和6年度	増減
指定管理業務に係る収入	1,066	5,510	399	5,111
指定管理料	728	5,510	0	5,510
利用料金	0	0	320	-320
その他	338	0	79	-79
指定管理業務に係る支出	1,066	5,510	399	5,111
人件費	954	3,816	0	3,816
事務費	25	100	2	98
施設管理費	87	154	397	-243
その他	0	1,440	0	1,440
増減の主な内容	施設の移転に伴い、施設規模や機能の拡充、および人員の増員が必要となるため、利用料金制を廃止し、指定管理料を支払うこととする。			

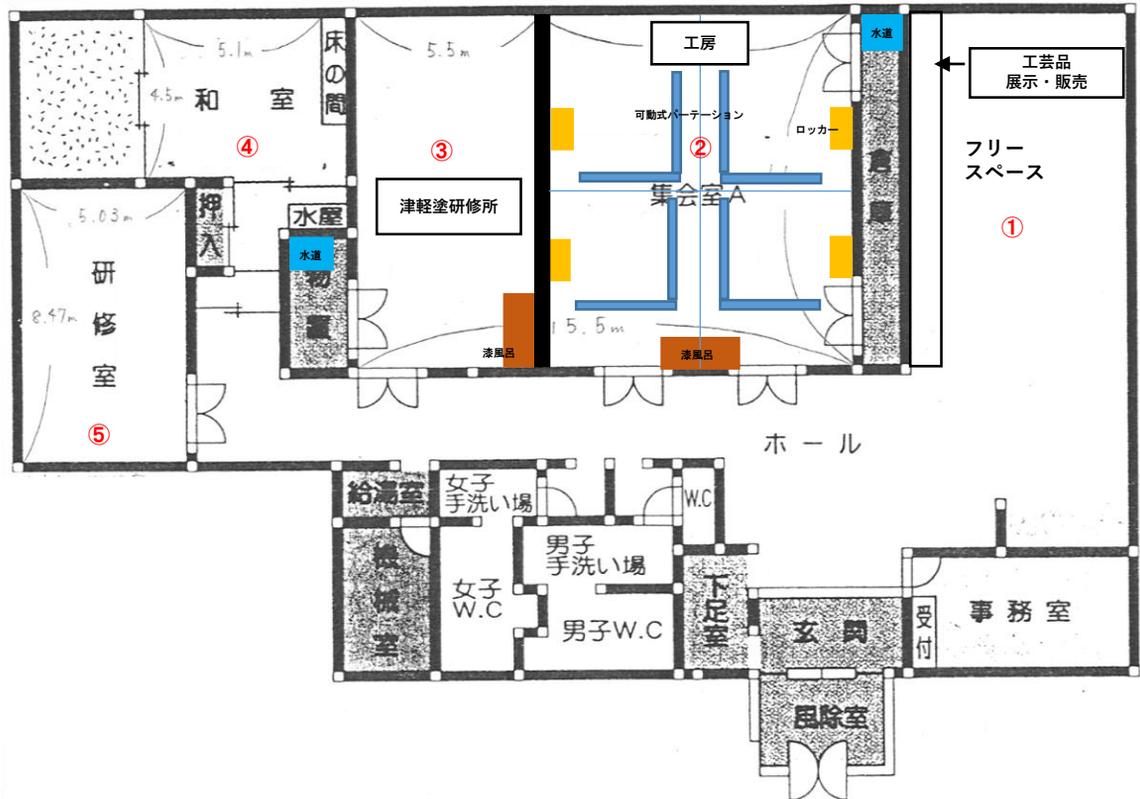
【周辺地図】



【外観写真】



【施設平面図】



【内装】

今後移転する旧ワークトーク弘前の写真であり、②③は今後改修パーテーションや漆風呂等を設置するなど内装のレイアウトは変更となる予定。



① フリースペース  
(約62.98㎡)



② 工房  
(約109.73㎡)



③ 津軽塗研修所  
(約63.47㎡)



④ 和室  
(約14畳)



⑤ 研修室  
(約50.26㎡)